

民事訴訟最終告知書

平成19年7月12日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の納付されていない消費料金について契約会社、運営会社から民事事件として、訴状の提出をされ、訴訟手続きが開始されている事をご通知致します。

尚、裁判後の措置として裁判所による執行証書の交付のもと給料差し押さえ、及び動産物、不動産の差し押さえを裁判所執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますのでご了承下さい。訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて受け賜っておりますので局員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

事件番号 平成19年(ワ) 第3256

訴訟取り下げ最終期日 平成19年7月19日

民事第1部 03-5333-3263

電話受付時間9:00~18:00

(土・日・祝祭日を除く)

〒100-0011

東京都千代田区永田町1-3-5

法務局認定法人 民事訴訟通達管理事務局